

指名停止措置一覧

令和 7 年 7 月 3 日現在

商号又は名称	指名停止期間	指名停止の理由	指名停止の措置要件
株式会社久米設計	令和 5 年 1 2 月 2 8 日から 令和 7 年 1 2 月 2 7 日まで 2 4 か月間	株式会社久米設計の九州支社長が、宮崎県串間市発注に係る公共工事の設計業務に関して、令和 5 年 1 1 月 1 6 日、公契約関係競売等妨害罪等の疑いで宮崎県警に逮捕された。	別表第 2 第 3 号（競売入札妨害又は談合）
新明和工業株式会社	令和 7 年 7 月 3 日から 令和 8 年 7 月 2 日まで 1 2 か月間	新明和工業株式会社は、特定エレベーター方式 P S 設置工事において、遅くとも平成 2 9 年 6 月 2 9 日以降、独占禁止法（昭和 2 2 年法律第 5 4 号）第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行ったとして、令和 7 年 3 月 2 4 日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。	別表第 2 第 2 号（独占禁止法違反行為）